

安全運転管理者等講習業務の委託先法人等の基準

道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条の3の規定に基づき安全運転管理者等講習業務の委託先として愛知県公安委員会が認める法人等の基準は、次のとおりです。

第1 公安委員会の認定基準

- 1 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること(道路交通法施行規則第38条の3に規定するもの。)
- 2 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)が、次のいずれにも該当する者でないこと。
 - (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - (6) 心身の障害により講習事務を適正に行うことができない者
 - (7) 公安委員会の解任命令を受けて安全運転管理者等を解任され、解任の日から2年を経過していないもの
 - (8) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第117条、第117条の2、第117条の2の2(第7号を除く。)第117条の3の2、第118条第1項第4号若しくは第5号、第119条第1項第11号若しくは第12号又は第119条の2第1項第3号の違反行為をした日から2年を経過していない者
- 3 安全運転管理者等講習を適正かつ確実にを行うために必要な組織及び経理的基礎を有するものとして次のすべての項目を満たすこと。
 - (1) 委託業務を行う事務所が愛知県内に置かれていること。
 - (2) 委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。
 - (3) 委託業務を行うのに必要な視聴覚機器等を有していること。
 - (4) 講習指導員(講師を務める受託法人の職員)は、年齢が30歳以上の者で大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許のいずれかを受けており、

次に掲げる要件のいずれかに該当する者を2名以上事務所等に置き、委託業務の履行場所に配置できること。

- ア 安全運転管理者若しくは副安全運転管理者又は運行管理者として自動車の運転の管理に関し、3年以上の実務経験を有する者
 - イ 自動車安全運転センターが行う安全運転管理課程を修了した者
 - ウ 講習指導員として道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる講習(安全運転管理者等講習)に従事した経験を有する者
- (5) 特別講師(専門知識を有する講師)として、次に掲げるものから適任者を選定し、委託業務の履行場所に配置できること。
- ア 交通事故の損害賠償等に関する法律事務若しくは相談業務を担当している弁護士又はこれらの専門的知識を有している者
 - イ 自動車の構造、整備管理及び運転理論について専門的知識を有する者
 - ウ 運行管理又は安全運転管理の実務について知識経験を有する者
 - エ 大学において心理学、人間工学、交通工学又は自動車工学のいずれかを専攻する教授、准教授、講師等の職を有する者
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154条)に基づく更正手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないこと。

第2 事前提出書類

- 1 愛知県が発行する「入札参加資格申請・審査状況確認書」の写し
- 2 財務諸表(前年度の収入が記載されているもの。)
- 3 交通の安全に寄与することを証明する書類(定款、寄付行為、履歴事項全部証明書、交通安全活動の実績を証明する書類、今後交通の安全に寄与する旨の誓約書等をいう。)
- 4 役員の住所、氏名及び生年月日を記載した名簿
- 5 役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。)又は道路交通法第51条の8第4項に規定する公安委員会の登録簿に記載、登録されたことを証明する書面の写し
- 6 役員が次のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
 - (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者

- であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - (6) 心身の障害により講習事務を適正に行うことができない者
 - (7) 公安委員会の解任命令を受けて安全運転管理者等を解任され、解任の日から2年を経過していない者
 - (8) 道路交通法第117条、第117条の2、第117条の2の2(第7号を除く。)第117条の3の2、第118条第1項第4号若しくは第5号、第119条第1項第11号若しくは第12号又は第119条の2第1項第3号の違反行為をした日から2年を経過しない者

- 7 委託業務を行う事務所が愛知県内に置かれていることを証明する書類
- 8 講習指導員は、年齢が30歳以上の者で大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許のいずれかを受けており、次に掲げる要件のいずれかに該当する者2名以上を事務所等に置き、委託業務の履行場所に配置できる旨の誓約書
 - (1) 安全運転管理者若しくは副安全運転管理者又は運行管理者として、自動車の運転の管理に関して3年以上の実務経験を有する者
 - (2) 自動車安全運転センターが行う安全運転管理課程を修了した者
 - (3) 講習指導員として道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる講習(安全運転管理者等講習)に従事した経験を有する者
- 9 特別講師として、次に掲げるもののうちから適任者を選定し委託業務の履行場所に配置できる旨の誓約書
 - (1) 交通事故の損害賠償等に関する法律事務若しくは相談業務を担当している弁護士又はこれらの専門的知識を有している者
 - (2) 自動車の構造、整備管理及び運転理論について専門的知識を有する者
 - (3) 運行管理又は安全運転管理の実務について、知識経験を有する者
 - (4) 大学において心理学、人間工学、交通工学又は自動車工学のいずれかを専攻する教授、准教授、講師等の職を有する者
- 10 会社更生法に基づく更正手続き開始の申し立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないことを誓約する書類

第3 業務説明

関係書類の提出時期及び業務内容の詳細等は、当該業務の入札説明会で説明する。

問い合わせ先

愛知県警察本部交通部

交通総務課・交通事故対策室

052-(951)-1611内線5033